

社会福祉法人内潟療護園 一般事業行動計画

令和4年4月1日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 内 容：次のとおり

目標：仕事と家庭の両立支援ができる職場環境をこれまで以上に進めていく

- ① 女性職員の育児休業取得率 100%を維持する
- ② 柔軟な働き方ができる（短時間・深夜業制限等）職場環境を形成する
- ③ ノー残業デイを継続し、残業がない職場の徹底を図る
- ④ 非正規から正規職員への登用要件を明記する

対 策

令和4年4月～	法人の育児・介護休業を改正し、その内容を周知したうえで制度を有効に使った育児休業取得率 100%を維持する
令和4年4月～	非正規から正規職員への登用要件について就業規則に明記し、その内容を周知し、運用を開始する
令和4年6月～	これまで利用が少なかった柔軟な働き方について、法の改正を契機に改めてその内容を周知し、利用がしやすい職場環境を形成する

女性活躍推進法に基づいた当法人の取組状況

1. 役職者に占める女性職員の割合
令和4年4月現在 66%
2. 全職員に占める女性職員の割合
令和4年4月現在 76%

このことについて、男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う